特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号ロ中「又は外国人登録証明書の写し」を削り、様式第2中「第51条関係」を「第49条関係」に改める。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○経済産業省環境省令第六号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第二項、第十三条第一項、第二十五条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「（外国人を除く。）」を削る。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「（外国人を除く。）」を削る。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「（外国人を除く。）」を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

法第二十八条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第二十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、登記事項証明書を添えるものとする。

第十九条第二項中「（外国人を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○経済産業省環境省令第七号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十八条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号イ中「本籍」の下に「（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「ものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○国土交通省令第七十号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十二条第四項及び第百四条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十五条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項の規定に基づき、自動車登録規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

自動車登録規則等の一部を改正する省令

（自動車登録規則の一部改正）

第一条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、交付請求をする者が登録事項等証明書の交付の請求書を国土交通大臣に送付するときは、次に掲げる書類を提出させる方法により本人であることの確認を行うものとする。

一　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして国土交通大臣が適当と認める書類であつて、交付請求をする日前三十日以内に作成されたもの

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。